

☑ 未成年者、成年被後見人に法定代理人がない間は、これに対して消滅時効が完成することはない(158 I)

☑ 未成年者であっても、保護者の同意を得れば追認することができる

☑ ・全財産の処分を許すという許可をすることはできない  
・処分を許された財産の処分によって取得した財産を更に処分する場合には、当初の許可の際に特に再処分を禁止されていない限り改めて許可を得ることは不要と解されている  
ex. お小遣いで買った宝くじが当たり、そのお金で車を購入する場合

## (7) 制限行為能力者の種類と保護者の権利

### ア 未成年者＝満 18 歳に達しないもの

一部の行為（単に権利を得、又は義務を免れる行為、5 I ただし書）以外、単独で行為ができないのが原則。そして同意を得ないでした法律行為（準法律行為を含むが、事実行為（239、240、241）を含まない）は取り消すことができる（5 II）

#### 【単独でできる行為】

#### ①単に権利を得又は義務を免れる行為（5 I ただし書）

ex. 負担のない贈与の承諾、負担のない遺贈、債務免除、選択債権の選択権行使

cf. 負担付贈与、負担付遺贈、遺贈の放棄（負担の有無は問わない）、使用貸借、弁済の受領、相続の放棄・承認は、単独でできない

#### ②処分を許された財産の処分

##### ③法定代理人が目的を定めて処分を許した財産（5 III 前段）

ex. 旅費、学費

cf. 学費の残りを貯金して、車を購入→同意が必要

##### ④目的を定めなくて処分を許した財産（5 III 後段）

ex. おこづかいを貯金して本を購入

#### ③許可された特定の営業に関する行為（6 I）

営業の種類まで特定する必要がある（包括的な許可は不可）

1 個の営業の一部の許可については認められない

∴ 公示できないため、取引の安全を図る必要がある

ex. 「50 万円までの取引・仕入れのみ許可する」という許可は認められない

「その営業に関する行為」とは、その営業自体だけではなく、その営業を営むために必要とされる行為（ex. 資金の借入れ・店舗の購入・店員の雇入れ）も含まれる

#### ④身分行為

原則：法定代理人の同意は不要

ex. 認知（780）、認知の訴え（787）、遺言（961、15 歳以上）

例外：①養親になれない（792）

②養子→15 歳未満は法定代理人が代諾（797 I）、監護者が他にあるときは監護者の同意（797 II）

未成年者は、原則、家庭裁判所の許可が必要（798）

### (7) 保護者＝親権者、未成年後見人（親権者がいない場合）

#### (イ) 保護者の権利＝同意権、追認・取消権、代理権

ex. 養子である未成年者が親権を有しない実親の同意を得て法律行為をしたときであっても、その未成年者の養親は、その法律行為を取り消すことができる

∴ 子が養子である場合、養親の親権に服することになる(818 I II)

## (ウ) 同意

- ① 同意の相手方は未成年者、相手方のどちらでもよい
- ② 同意の方式は黙示でもよい
- ③ 同意の時期は事前又は少なくとも同時にされている必要があり、事後の同意は追認となる
- ④ 包括的な同意でも、個々の行為を予見できる程度の合理的な範囲内であれば、包括的な同意も認められる

## イ 成年被後見人＝事理弁識能力を欠く常況にある者であって、後見開始の審判を受けた者

一部の行為（日常生活に関する行為）以外単独でできないのが原則

## (ア) 保護者＝成年後見人（法人を選任することも可能（843 IV））であるし、複数選任することも可能である（859 の2）

## (イ) 保護者の権利＝追認・取消権、代理権（同意権がない）

cf. 未成年後見人には同意権がある

→成年被後見人が、後見人の同意を得て法律行為を行ったとしても、かかる法律行為を取り消すことができる

cf. 日用品の購入に関しては、成年被後見人が単独で行うことができる（9ただし書）。成年後見人は、代理権は有しているのので、本人を代理して日用品の購入をすることはできる

## (ウ) 申立権者（7）

本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官

→未成年後見人、未成年後見監督人について

∵ 親なき後問題 cf. 被保佐人、被補助人の開始申立権者

cf. 法定後見としての成年後見は未成年のうちでも開始可能だが、任意後見は未成年の間は、後見監督人を選任できないので、任意後見が開始できない

## (エ) 取消権者（10）

本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、検察官

☑ 「事理弁識能力を欠く常況にある」とは、常に事理弁識能力を欠いた状態にある場合のみならず、たとえ一時的には事理弁識能力を回復することがあっても、意思能力のないのが普通の状態である場合も含む

ex. 老人認知症、高度の精神障害者

☑ ・未成年者も後見開始の審判の対象となる  
・未成年者に後見開始の審判があった場合、親権者又は未成年後見人と成年後見人は併存し、親権者又は未成年後見人と成年後見人はそれぞれ単独で権限を行使することができる

☑ 要件を満たせば、家庭裁判所は必ず後見開始の審判をしなければならない（大判大 11.8.4）